

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員  
監査公表四件

## 福島県監査委員

### 監査公表第5号

平成31年3月26日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年8月27日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
福島県監査委員 古 市 三 久  
福島県監査委員 美 馬 武千代  
福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
元財第517号  
令和元年5月29日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
福島県監査委員 古 市 三 久  
福島県監査委員 美 馬 武千代  
福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

行政監査に係る措置状況について（通知）

平成31年3月14日付け30福監第306号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 監査対象  
県有一般利用施設の維持管理について
- 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
第3 監査委員意見	

## 2 個別に検討改善を要する点

## ○建物の定期点検等について

(1) 建物の法定点検について、3年以内に1回実施していない、又は有資格者が実施していない施設が見られたので、建築基準法等に基づき適切に実施されたい。(生涯学習課、観光交流課)

(2) 建物の日常点検又は劣化度点検について、実施していない、又は実施回数が少ない施設が見られたので、点検マニュアルに沿って実施されたい。(文化振興課、生涯学習課、男女共生課、女性のための相談支援センター、観光交流課、森林保全課、県北建設事務所)

(生涯学習課)

令和元年度中に外部委託により実施する。

(観光交流課)

産業交流館は、平成29年度に未実施のため平成30年度に実施した。浄土平レストハウスも平成30年度に予定していたが、吾妻山噴火警戒レベル引上げに伴い未実施のままである。今後、立ち入り可能になった際に対応する。

(文化振興課)

毎日、日常点検は行っていたが、点検結果を整備していなかった。

現在は、点検結果を整備し、現時点の建物の状況を把握している。

(生涯学習課)

点検マニュアルに沿って、職員が月1回実施している。

(男女共生課)

日常的に巡回点検等を行っていたものの、点検マニュアルに沿って実施していなかったため、点検マニュアルに基づき各点検を実施することとした。

なお、福島県男女共生センターの指定管理に関する基本協定書に上記の旨記載を追加した。

(女性のための相談支援センター)

日常点検の回数について、各業務における既存の日常点検や巡回(毎日、週1回、月1回)に建物点検の項目を追加し点検結果を記録することで、おおむね月1回程度は建物全体の点検を行う体制を整備した。

劣化度点検については、引き続き、年1回実施する。

(観光交流課)

今後は点検マニュアルに沿った点検を実施することとした。

(森林保全課)

月1回程度の頻度で点検マニュアルに基づく点検を行うよう、指定管理者に指示した。

(県北建設事務所)

平成30年度内に、建築基準法における不足点検を追加するなど点検表の見直し及び修正を行い、令和元年度から運用を開始した。また、それらを蓄積・保管することとした。

(3) 点検結果等の蓄積について、建物劣化状況表等を整備していない施設、法定点検又は劣化度点検の結果を保管していない施設に係る県機関が見られたので、点検マニュアル等に沿って整備・保管されたい。(文化振興課、生涯学習課、男女共生課、観光交流課、県北建設事務所)

(文化振興課)

毎日、日常点検は行っていたが、点検結果を整備していなかった。  
現在は、点検結果を整備し、現時点の建物の状況を把握している。

(生涯学習課)

点検マニュアルに沿って、建物劣化状況表を整備し、点検の結果を保管する。

(男女共生課)

点検マニュアル等に沿って点検結果等を整備・保管するとともに、建物劣化状況表等を整備し、点検結果等を蓄積することとした。

なお、福島県男女共生センターの指定管理に関する基本協定書に上記の旨記載を追加した。

(観光交流課)

今後、施設の適切な管理運営を行えるよう、点検結果の保存・管理について、委託者・指定管理者と連携を図り、適正に整備・保管する。

(県北建設事務所)

平成30年度内に、建築基準法における不足点検を追加するなど点検表の見直し及び修正を行い、令和元年度から運用を開始した。また、それらを蓄積・保管することとした。

(4) 劣化度点検の実施方法について、点検マニュアルにおいて、劣化度点検チェックシートにより法定点検を上回る数のポイントを点検することを示されているが、個別施設計画の長期修繕計画表に直接反映される点検であることを考慮し、点検者である施設管理者・担当者が、効率的かつ的確に実施できるよう、法定点検結果を活用する方法など、更なる技術的助言等を検討されたい。(営繕課)

(営繕課)

県有建築物保全推進連絡会議を通じ、委員宛て通知するとともに、会議で説明を行った。

また、施設管理者に対し技術的な助言等を行うことや点検に係るきめ細かな説明会を実施するよう各建設事務所宛て通知した。

○建物の修繕について

(5) 建物の修繕工事の選定において、法定点検等の定期点検結果の活用が十分でない点が見られたので、各施設管理者におけるその有効活用を促進するため、定期点検結果の分析による助言等について検討されたい。(営繕課)

(営繕課)

県有建築物保全推進連絡会議を通じ、委員宛て通知するとともに、会議で説明を行った。

また、施設管理者に対し技術的な助言等を行うことや点検に係るきめ細かな説明会を実施するよう各建設事務所宛て通知した。

○様々な利用者に配慮した機能整備について

- (6) やさしさマークについて、申請を行っておらず交付を受けていない建物がある施設が見られたので、やさしさマークの交付申請について検討されたい。(文化振興課、森林保全課)
- (文化振興課)  
施設の維持補修工事を実施する際は、申請基準に合致するよう改修を進めている。
- (森林保全課)  
やさしさマークの交付申請に向け現地調査を実施したところ、やさしさマークの基準に適合しない設備等が見受けられたため、今後の工事等により基準を満たした際に交付申請を行う。
- (7) やさしさマークの交付を受けている全ての施設において、やさしさマーク交付時の整備基準に適合した設備等を把握しておらず、対象設備等全体に係る劣化・破損状況等の点検・確認を行っていないので、その点検・確認を行い、必要に応じて整備を図られたい。(生涯学習課、男女共生課、女性のための相談支援センター、観光交流課、森林保全課、県北建設事務所)
- (生涯学習課)  
指摘のあった誘導ブロックが途切れていることについては、平成30年度中に対応した。
- (男女共生課)  
やさしさマーク交付に係る現行の整備基準を基に、改めて対象設備の適合状況を点検・確認することとし、一部破損していた視覚障害者誘導用ブロックについては修繕を実施した。  
また、福島県男女共生センターの指定管理に関する基本協定書において、上記点検・確認を踏まえた適切な機能整備が図られるよう、記載を追加した。
- (女性のための相談支援センター)  
今回、適合箇所に該当する設備等について、劣化・破損状況等の点検・確認を行った。劣化・破損している箇所については、今後、修繕・整備を行っていく。
- (観光交流課)  
やさしさマークの整備基準に適合するよう、施設の劣化・破損状況の把握に努めるとともに、必要に応じて施設整備を行う。
- (森林保全課)  
対象設備の点検・確認を実施し、設備の劣化・異常がないことを確認した。
- (県北建設事務所)  
現時点での整備基準を参考に定期的に点検・確認を行い、必要に応じて整備を図ることとする。
- (8) 公共施設等UD指針に沿った機能整備について、今回の監査で抽出した基本事項等の項目に限っても全てに適合する施設はなく、十分ではないことから、全ての施設においてユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、更なるユニバーサルデザイン化の充実に努められたい。(文化振興課、生涯学習課、男女共生課、
- (文化振興課)  
今後実施する設備改修において、ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、ユニバーサルデザイン化の充実に努めていくこととしたい。
- (生涯学習課)  
車椅子利用者用カウンター及びオストメイトについては、平成30年度中に対応

女性のための相談支援センター、観光交流課、森林保全課、県北建設事務所)

した。また、音響設備等、ユニバーサルデザイン指針に沿った機能整備について、ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、令和元年度中に検討を進める。

(男女共生課)

今後実施する施設の改修の際には、公共施設等UD指針に基づく福島県男女共生センターのユニバーサルデザイン化の充実についても検討していくこととする。

(女性のための相談支援センター)

今後、相談支援施設としてユニバーサルデザイン指針に沿った機能整備の必要性の有無について検討し、必要に応じて施設改修等を検討したい。

(観光交流課)

利用者に優しい・使いやすい施設を目指し、適切なユニバーサルデザイン化に努める。

(森林保全課)

今後の大規模改修工事等において、ユニバーサルデザイン化の充実に努める。

(県北建設事務所)

利用者の意見等を踏まえ、必要性に応じて予算要望及び改修を進めていくこととする。

○個別施設計画の策定について

(9) 個別施設計画策定の進捗について、計画策定に当たって必要な部局等の方針が未定となっている施設が見られるので、策定単位や策定主体(関係機関の事務分担)等の方針を早急に決定し、検討を進められたい。(企画調整課、保健福祉総務課、商工総務課)

(企画調整課)

今後個別施設計画については、財産管理課と協議をしながら策定単位や策定主体等を決定し、適切に検討を進めていくこととした。

(保健福祉総務課)

計画策定対象施設を所管する主務課に対して、関係機関の事務分担に係る説明を行い、主務課を通じて関係機関へ管理する施設の計画作成を指示した。

(商工総務課)

部内の各施設を所管する所属に対し、個別計画策定について周知し、商工総務課において集約を行うこととする。

(10) 個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画について、福島県公園施設長寿命化計画では目標に関する内容が明確でない。また、今後策定する施設の個別施設計画では、ひな形である個別施設計画サンプル版に目標及び計画期間の年度別実施計画に関する記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って策定されると、

(財産管理課)

個別施設計画の目標については、個別施設計画サンプル版を基に目標の参考となる記載例を示し、令和元年6月中をめどに個別施設計画の策定に係る部(局)主管課宛てに通知する予定である。

個別施設計画の計画期間の年度別実施計画については、個別施設計画サンプル版に記載例を示し、令和元年6月中をめ

それらが明確でないものとなる。このため、今後の個別施設計画の改訂や策定において、目標や計画期間の年度別実施計画に関する記載について検討されたい。（財産管理課、企画調整課、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、まちづくり推進課）

どに個別施設計画の策定に係る部（局）主管課宛てに通知する予定である。

（企画調整課）

今後個別施設計画の目標及び計画期間の年度別実施計画については、財産管理課から提示される予定である、個別施設計画サンプル版を参考にしながら、目標や計画期間の年度別実施計画に関する記載をすることとしたい。

（生活環境総務課）

個別施設計画策定に当たっては、今後財産管理課から示される記載例に基づき、個別施設計画の目標及び年度別実施計画を記載することとする。

（保健福祉総務課）

「個別施設計画の目標」及び「計画期間の年度別実施計画」については、財産管理課から今後、個別施設計画サンプル版に記載例が示される予定であるため、当該記載例を参考に作成したい。

（商工総務課）

「個別施設計画の目標」及び「計画期間の年度別実施計画」については、今後財産管理課から示される改訂後の「個別施設計画サンプル版」を参考として作成することとしたい。

（農林総務課）

個別施設計画の目標及び計画期間の年度別実施計画については、今後県有財産最適活用推進委員会事務局の財産管理課より示される記載例に準じて当部の個別施設計画に記載する。

（まちづくり推進課）

福島県公園施設長寿命化計画は、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）に基づいて策定しており、国指針の改訂が行われる場合には、計画の変更を検討していく。

（監査総務課）

#### 監査公表第6号

平成31年3月26日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年8月27日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
 福島県監査委員 古 市 三 久  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
 元病第144号

令和元年5月30日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
 福島県監査委員 古 市 三 久 様  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県病院事業管理者 阿 部 正文 閣

平成30年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成31年3月14日付け30福監第306号で報告ありました平成30年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象  
県有一般利用施設の維持管理について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 個別に検討改善を要する点</p> <p>○建物の定期点検等について</p> <p>(2) 建物の日常点検又は劣化度点検について、実施していない、又は実施回数が少ない施設が見られたので、点検マニュアルに沿って実施されたい。（南会津病院）</p> <p>(3) 点検結果等の蓄積について、建物劣化状況表等を整備していない施設、法定点検又は劣化度点検の結果を保管していない施設に係る県機関が見られたので、点検マニュアル等に沿って整備・保管されたい。（南会津病院）</p> <p>○様々な利用者に配慮した機能整備について</p> <p>(7) やさしさマークの交付を受けている全ての施設において、やさしさマーク交付時の整備基準に適合した設備等を把握しておらず、対象設備等全体に係る劣化・破損状況等の点検・確認を行っていないので、その点検・確認を行い、必要に応じて整備を図られたい。（南会津病院）</p> <p>(8) 公共施設等UD指針に沿った機能整備について、今回の監査で抽出した基本事項等の項目に限っても全てに適合する施設はなく、十分ではないことから、全ての施設においてユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、更なるユニバーサルデザイン化の充実に努められたい。（南会津病院）</p> <p>○個別施設計画の策定について</p>	<p>（南会津病院） 建物の日常点検については、施設管理業務事業者へ委託し、毎日実施している。また、建物の劣化度点検については、令和2年度から有資格事業者による委託検査が行えるよう、対応していく。</p> <p>（南会津病院） 建物劣化状況表及び劣化度点検結果については、劣化度点検を実施することにより、適正に整備・保管する。</p> <p>（南会津病院） やさしさマーク交付時の整備基準に適合した設備等を把握した上で、令和元年5月16日に対象設備等全体に係る劣化・破損状況等の点検を行い、異常を認めないことを確認した。</p> <p>（南会津病院） 施設の利用者の安全対策向上の一環として、令和元年度及び2年度において当院エレベーターの改修工事を行うこととしている。引き続き、種々の改修工事の中で、ユニバーサルデザイン化の充実に努めていく。</p>

<p>(9) 個別施設計画策定の進捗について、計画策定に当たって必要な部局等の方針が未定となっている施設が見られるので、策定単位や策定主体（関係機関の事務分担）等の方針を早急に決定し、検討を進められたい。（病院経営課）</p>	<p>（病院経営課） 個別施設計画の策定単位については、病院局で 1 つとした。また、策定主体については、各病院が所管する当該施設の状態について、所定の様式により資料を作成し、本局に提出することとし、本局においては、計画作成の進捗管理及び取りまとめを行った上で、病院局としての個別施設計画を策定することとした。</p>
<p>(10) 個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画について、福島県公園施設長寿命化計画では目標に関する内容が明確でない。また、今後策定する施設の個別施設計画では、ひな形である個別施設計画サンプル版に目標及び計画期間の年度別実施計画に関する記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って策定されると、それらが明確でないものとなる。このため、今後の個別施設計画の改訂や策定において、目標や計画期間の年度別実施計画に関する記載について検討されたい。（病院経営課）</p>	<p>（病院経営課） 今後策定する個別施設計画については、「個別施設計画（サンプル版）の作成にあたっての留意事項」に基づき、各病院における中長期的な対策、経費見込み及び直近 3 か年度分の工事等計画などの資料を基に作成し、目標や計画期間の年度別実施計画を記載することとした。</p>

（監査総務課）

監査公表第 7 号

平成 31 年 3 月 26 日 監査公表第 9 号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年 8 月 27 日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
 福島県監査委員 古 市 三 久  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
 元教財第 253 号  
 令和元年 6 月 3 日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
 福島県監査委員 古 市 三 久  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

平成 30 年度行政監査に係る措置状況について（通知）

平成 31 年 3 月 14 日付け 30 福監第 306 号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象  
県有一般利用施設の維持管理について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第 3 監査委員意見            2 個別に検討改善を要する点            ○建物の定期点検等について            (1) 建物の法定点検について、3 年以</p>	<p>(図書館)</p>



内に1回実施していない、又は有資格者が実施していない施設が見られたので、建築基準法等に基づき適切に実施されたい。(図書館、社会教育課)

- (2) 建物の日常点検又は劣化度点検について、実施していない、又は実施回数が少ない施設が見られたので、点検マニュアルに沿って実施されたい。(社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館)

- (3) 点検結果等の蓄積について、建物劣化状況表等を整備していない施設、法定点検又は劣化度点検の結果を保管していない施設に係る県機関が見られたので、点検マニュアル等に沿って整備・保管されたい。(社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館)

建物の法定点検について、平成30年10月に実施した。

(社会教育課)

いわき海浜自然の家において、建物の法定点検について、平成31年3月に実施した。

(社会教育課)

いわき海浜自然の家において、建物の日常点検については、平成30年12月から毎月実施している。また、劣化度点検については、平成30年11月に劣化度点検シートにより実施した。今後も引き続き点検を実施していく。

(文化財課)

今まで福島県文化財センター白河館においては点検結果等の蓄積について対応できていなかったため、今後点検マニュアル等に沿って実施していく。

(図書館、博物館)

日常点検については今後、点検マニュアルに沿って実施していく。また、劣化度点検については、平成31年1月に実施した。今後も引き続き点検を実施していく。

(美術館)

日常点検については、今後、点検マニュアルに沿って実施していく。

(社会教育課)

いわき海浜自然の家において、平成30年度中の建物劣化状況表等を保管している。また、社会教育課において、指定管理者から法定点検及び劣化度点検の結果の報告を受けた。今後とも、適切な点検の実施とともに、結果の保管を行い、点検結果等を蓄積していく。

(文化財課)

今まで福島県文化財センター白河館においては点検結果等の蓄積について対応できていなかったため、今後点検マニュアル等に沿って実施していく。

(図書館、博物館)

法定点検については平成30年度の結果を保管している。また、劣化度点検の結果については平成30年度の実績を保管している。建物劣化状況表は今後、マニュアルに沿って作成する。今後は、適切な点検の実施とともに、結果の保管を行い、点検結果等を蓄積していく。

(美術館)

○ 様々な利用者に配慮した機能整備について

(7) やさしさマークの交付を受けている全ての施設において、やさしさマーク交付時の整備基準に適合した設備等を把握しておらず、対象設備等全体に係る劣化・破損状況等の点検・確認を行っていないので、その点検・確認を行い、必要に応じて整備を図られたい。(社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館)

(8) 公共施設等 U D 指針に沿った機能整備について、今回の監査で抽出した基本事項等の項目に限っても全てに適合する施設はなく、十分ではないことから、全ての施設においてユニバーサルデザイン 2020 行動計画を踏まえ、更なるユニバーサルデザイン化の充実に努められたい。(社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館)

○ 個別施設計画の策定について

(10) 個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画について、福島県公園施設長寿命化計画では目標に関する内容が明確でない。また、今後策定する施設の個別施設計画では、ひな形である個別施設計画サンプル版に目標及び計画期間の年度別実施計画に関する記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って策定されると、それらが明確でないものとなる。このため、今後の個別施設計画の改訂や策定において、目標や計画期間の年度別実施計画に関する記載について検討されたい。(財務課施設財産室)

法定点検については、平成 30 年度に実施し結果を保管している。今後は、適切な点検の実施とともに、結果の保管を行い、点検結果等を蓄積していく。

(社会教育課、図書館、美術館)  
現在のやさしさマークの整備基準に基づき、点検・確認を行った。

(文化財課)  
やさしさマーク交付時の整備基準に適合した設備等に係る劣化・破損状況等の点検・確認を行い、必要に応じて整備を図っていく。

(博物館)  
現在のやさしさマークの整備基準に基づき、点検・確認を行った。また、視覚障がい者誘導用ブロックが破損しているため、早急に修繕を行う。

(社会教育課、文化財課、図書館、美術館、博物館)  
今後大規模改修等の機会を捉えて、公共施設等 U D 指針に沿った機能整備に努める。

(財務課施設財産室)  
県有財産最適活用推進委員会事務局の財産管理課から示される記載例に基づき、個別施設計画の目標及び年度別実施計画を個別施設計画(素案)に記載する。

(監査総務課)

監査公表第 8 号

平成 31 年 3 月 26 日 監査公表第 9 号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年 8 月 27 日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
 福島県監査委員 古 市 三 久  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎  
 福公委(会)第1号  
 令和元年5月27日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
 福島県監査委員 古 市 三 久  
 福島県監査委員 美 馬 武千代  
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江 ㊟

平成30年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成31年3月14日付け30福監第306号で報告がありました平成30年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象  
県有一般利用施設の維持管理について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 個別に検討改善を要する点</p> <p>○建物の定期点検等について</p> <p>(2) 建物の日常点検又は劣化度点検について、実施していない、又は実施回数が少ない施設が見られたので、点検マニュアルに沿って実施されたい。(運転免許課)</p> <p>(3) 点検結果等の蓄積について、建物劣化状況表等を整備していない施設、法定点検又は劣化度点検の結果を保管していない施設に係る県機関が見られたので、点検マニュアル等に沿って整備・保管されたい。(運転免許課)</p> <p>○様々な利用者に配慮した機能整備について</p> <p>(6) やさしさマークについて、申請を行っておらず交付を受けていない建物がある施設が見られたので、やさしさマークの交付申請について検討されたい。(運転免許課)</p> <p>(8) 公共施設等UD指針に沿った機能整備について、今回の監査で抽出した基本事項等の項目に限っても全てに適合する施設はなく、十分ではないことから、全ての施設においてユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、更なるユニバーサルデザイン化の充実に努められたい。(運転免許課)</p>	<p>(運転免許課)</p> <p>日常点検及び劣化度点検については、「県有建物点検マニュアル(平成28年11月土木部営繕課)」に基づき、適切に実施することとした。</p> <p>(運転免許課)</p> <p>所見以降は、「建物劣化状況表」及び「劣化度点検チェックシート」の記録内容について、点検マニュアル等に基づき、適切に整備・保管することとした。</p> <p>(運転免許課)</p> <p>郡山運転免許センターについて、やさしさマークの交付申請を行ったが基準を満たしておらず、交付に至らなかったことから、今後、やさしさマークの適合に向けた施設の整備に努める。</p> <p>(運転免許課)</p> <p>ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、未整備のおむつ交換・ベビーチェア及びオストメイトについては、施設の設備状況から設置場所を調整し、整備に努める。</p>

## ○ 個別施設計画の策定について

(10) 個別施設計画の目標、計画期間の年度別実施計画について、福島県公園施設長寿命化計画では目標に関する内容が明確でない。また、今後策定する施設の個別施設計画では、ひな形である個別施設計画サンプル版に目標及び計画期間の年度別実施計画に関する記載がなく、個別施設計画サンプル版に沿って策定されると、それらが明確でないものとなる。このため、今後の個別施設計画の改訂や策定において、目標や計画期間の年度別実施計画に関する記載について検討されたい。(施設装備課)

(施設装備課)

未定としていた個別施設計画の計画期間を令和2年度から令和11年度までとした。

(監査総務課)